

平成27年10月5日

答申第601号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「個人情報の開示の求めに対する公平負担の考え方、手数料の扱い」について、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は作成しておらず、文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月5日（第225回審議委員会）

第616号諮問、審議、答申